

全国健康保険協会群馬支部健康づくり推進協議会設置要綱

1 趣旨

この要綱は、全国健康保険協会群馬支部（以下「支部」という。）の加入者の疾病予防や健康増進を目指し、関係者間で密接な連携を図りつつ、地域の実情を踏まえて、保健事業を総合的かつ効果的に推進していくための必要な提言や助言を行う「健康づくり推進協議会」（以下「協議会」という。）の設置・運営等に関する必要な事項を定めるものとする。

2 目的

協議会は、中長期的な観点から支部における保健事業を円滑かつ効果的に推進するため、全国健康保険協会群馬支部長（以下「支部長」という。）に対し必要な提言及び助言を行うものとする。

3 委員及び委員の委嘱

- (1) 協議会の委員（以下「委員」という。）は、13名以内（支部長を含む。）とする。
- (2) 協議会は、次に掲げる委員をもって構成するものとし、支部長が委嘱する。
 - ① 被保険者代表（健康保険委員代表）
 - ② 事業主代表
 - ③ 保健医療関係者
 - ④ 学識経験者
 - ⑤ 行政やその他必要と認められる者なお、協議会は、必要に応じ委員以外の者を出席させ意見を聞くことができるものとする。
- (3) 支部長は、委員が次のいずれかに該当するとき、これを解任することができる。
 - ① 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき
 - ② 委員としてふさわしくない非行があったとき

4 任期

委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 議長

- (1) 協議会に議長を置き、委員の互選により選任する。

機密性 2

(2) 議長は、協議会の議事を整理する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する副議長がその職務を行う。

6 事務局

事務局は支部の職員のうちから、支部長が必要と認める人員を以て構成する。

7 協議会の招集

協議会は、原則年 1 回開催とし、支部長が招集する。

8 協議項目

協議会は、支部が実施する保健事業の基本方針、計画、手法、評価等について次の事項を協議する。

- ① 加入者の健康増進に関すること
- ② 生活習慣病予防健診に関すること（被扶養者に対する特定健康診査を含む）
- ③ 保健指導の実施に関すること
- ④ その他の保健事業に関すること

9 委員謝金

原則 1 回につき 12,500 円とする。

10 旅費交通費

全国健康保険協会旅費規程に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法によって計算する。

11 その他

上記のほか、必要な事項は、支部長が別に定めることとする。

付則

この要綱は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

平成 30 年 7 月 13 日一部改正。

令和 8 年 3 月 1 日一部改正。